

新型コロナウイルス感染拡大の状況により、今後開催予定のイベント等が中止や延期になる場合があります。

障害のあるかたの「働く」をサポートします！

障害のあるかたの一般企業等への就労に向けた市内相談機関や支援事業所の紹介

☎障害支援課、東村山市基幹相談支援センター「るーと」(☎394-1555)

市では、地域の関係機関等の連携と地域に合った支援体制の整備を目的に、障害者自立支援協議会を設置しています。今回は、同協議会の就労支援部会の取り組みの1つとして、「東村山市障害者就労支援室」と「就労移行支援事業所」を紹介し...

障害者就労支援室とは

(①東村山市障害者就労支援室)

障害のあるかたの一般就労を促進するため、身近な地域での就労の機会の拡大や就労面・生活面等の一体的な支援を提供し、安心して働き続けることができるようサポートする場です。

①東村山市障害者就労支援室

市民センター1階(☎313-3794)

障害のあるかたの「働きたい」という希望を実現するためのお手伝いをします！



就労支援室を利用できるかた

- 1. 市内在住の障害者手帳の交付を受けているかたで、次の①～③の条件のいずれかに当てはまるかた
①一般就労を希望している
②障害福祉サービス事業所等で就労している
③企業又は事業所等で就労している
2. 1に該当し、すでに就労をしているかたで、職場の課題等で困っているかたやその家族・支援者のかた
3. 企業(会社・商店・事務所等)・団体等で障害者雇用を担当しているかた

支援内容 就労に関する希望の確認、就労準備性の向上、就職活動のサポート、就労・定着支援、離職支援等

就労移行支援事業所とは

(②トーコロ青葉ワークセンター、③コロニー東村山、④福祉事業センター)

一般企業等への就労を希望する障害のあるかたに、一定期間、就労に必要な知識や能力を向上する訓練や求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のための必要な相談等を行います。

※就労移行支援事業所の利用対象者は、障害者手帳等の交付を受けているかたで、公共交通機関等を利用し通所できるかたです。

②トーコロ青葉ワークセンター

青葉町2-39-10(☎395-1439)

障害のあるかたに働く場、訓練の場を提供し、個々のニーズに寄り添いながら就職活動をサポートします。あなたの働きたい！を応援します。



支援内容

- 発送業務、PC入力業務、総務事務補助(来客対応、電話対応)の現場で働くための基礎体力や、コミュニケーションスキルを養う作業訓練
○働き続けるために必要な知識、ビジネスマナーの習得や企業見学、実習に積極的に取り組み、適性把握や職業選択を丁寧に行う就労プログラム

就職実績 学校法人(清掃)、生命保険会社(事務)、人材派遣会社(事務系在宅勤務)、物流会社(バックヤード業務)等

ひがっしーのロゴ入りエコバッグの販売

☎企画政策課・障害支援課

市と株式会社イトーヨーカ堂では、地域のより一層の活性化と市民サービスの向上を図ることを目的とした「地域活性化包括連携協定」を締結しています。この協定に基づき、社会福祉法人ネット久米川共同作業所の製作による「ひがっしーのロゴ入りエコバッグ」を販売します。

日 3月20日(祝)・21日(日)午前10時～午後7時

場 イトーヨーカドー東村山店1階(本町2-2-19)

販売個数 120個(1人1個まで)

費 500円(エコバッグ)

※追加注文を希望する場合は、販売日に申し込みが可能です。

★販売日にはエコバッグ以外にもマスクや陶器等を販売します。

商品内容

素材 綿100% 色 生成(オフホワイト)等

サイズ 横25cm、高さ29cm、まち16cm(持ち手は幅5cm、長さ14cm)



コラム

消費生活センター

固定電話が使えなくなる!? 切替工事契約の勧誘に注意!

相談受付 午前9時～正午 午後1時～4時 電話 395-8383(直通)

令和6年以降の固定電話のアナログ回線から光回線への移行に伴い、電話会社が設備の切り替えを予定しています。それに便乗した勧誘の相談が増えていきます。

事例 電話勧誘で「今までの固定電話のアナログ回線が廃止になり、使えなくなるため、光回線の切り替え工事が必要になります。以前より安くなるので契約しないか」と勧誘があり口頭契約した。しかし、以前より利用料金が高くなってしまった。解約するには法外な違約金を支払わなければならない。

トラブルに遭わないために

- 現在使用中のアナログ回線の電話機は設備切り替え後もそのまま使用でき、手続きや工事は不要です。
○契約は口頭でも成立するので注意

が必要です。申し込みをせかされたら、契約に疑問が残る場合はその場ですぐに契約しないことが大切です。○契約書面が送られてきたら契約内容を十分に確認してください。

○光回線の契約は電気通信事業法の初期解約解除制度の対象です。書面が届いた日から8日以内に通知をすれば解約できます。ただし、事務手数料や工事費、すでに利用したサービスの料金は支払う必要があります。○契約の際は必要な情報を集めたり、家族に相談するなどして十分に考えましょう。

○契約をする意思がない場合や勧誘を希望しない場合はあいまいな返事をせず、はっきりと断りましょう。契約内容に関する相談は、消費生活センターへご相談ください。

③コロニー東村山

秋津町2-22-9(☎394-1111)

働くために必要なことってどんなこと?コロニー東村山では、企業の仕事を体験しながら、企業就労に向けて必要な知識や技術等を学びます。



支援内容

- 企業の仕事体験(作業の正確さ、納期を意識した行動等を経験)や障害のあるかたの特性に配慮した多様な作業訓練
○ビジネスマナーの習得、履歴書の作成や面接練習等の支援、職場見学や実習等、企業と連携した就職準備活動
○就職後の事業所職員による職場訪問や相談等安定した就労へのサポート

就職実績 人材派遣会社(製造作業)、郵便事業会社(清掃・軽作業)、製造会社(清掃)、メンテナンス会社(事務)、食品会社(製造作業)等

④福祉事業センター

富士見町2-7-5(☎395-3636)

「働く喜びをすべての人に」を目標に、仕事を求める障害のあるかたへ「機会ときっかけ」「チャンスとチャレンジ」をサポートします。



支援内容

- 就職に必要な知識と能力を身につける職業訓練
○企業における業務見学、職場実習等の機会
○「働く」を支え続ける定着支援

就職実績 事務、清掃、製造、物流、教育関係(保育を含む)、農園芸、特例子会社(事務・清掃・物流)等